判定区分Ⅳの構造物リスト（滋賀県）

資料⑥

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：仮受け材の設置、トンネル：はく落防止工の設置、道路附属物等：標識の撤去）を実施

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
米原市	丹生橋（ﾆｭｳﾊﾞｼ）	三吉枝折線	1964	著しい腐食が全面にわたっており、橋梁の補強や架替等の早急な対策が必要。

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当なし		

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当なし		

※判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態